

湖沼水環境保全に関する自治体連携 設立趣旨

湖沼は、古来人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民的資産です。また湖沼は、水道水源、豊かな水産資源を育む場、良好な景観を構成する場、レクリエーションの場となっている他、治水面等での機能、学術上の価値を有しています。このような湖沼のもたらす多様な恵沢を将来にわたって私たちが享受することができるよう、それぞれの湖沼の特性に応じた的確な水環境保全対策を講じる必要があります。

各湖沼においては、従前から流入負荷削減対策を一定進めていますが、更なる水質の改善には、複合的な取組が必要であると考えられます。

また、水質以外にも魚介類の減少、水草や外来水生植物の繁茂など生態系の課題が顕在化しています。

これらの課題を解決し、湖沼生態系がもたらす恵みを回復し、維持し、貴重な地域資源として享受する「人と湖沼の共生」が求められています。

そこで、『湖がもたらす恵みを回復しましょう！！』を合言葉に、各湖沼において様々な取組を実施してきた自治体が連携し、知見の共有、事例の学び合い、課題への理解の深掘り、共同調査の実施等をおこなうことにより、必要となる施策の高度化を図ります。また、連携により得られた知見・情報を国と共有し、各湖沼における取組の円滑な推進に繋がります。